日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第三章 人権擁護運動

第二節 メーデー事件

一 五・一メーデー事件による逮捕は現場における逮捕を含めて即日開始された。まず警察は当日夕刻から各駅に張込み、怪我人の乗降を看視して、少しでも怪我している者は片端から逮捕した。ついで病院関係を洗い、これを端緒に次第に労組、共産党等団体を中心にいく分とも組織的系続的な逮捕が行われ始めた。

五二年暮迄に逮捕された者の総数は約一二〇〇名に及び、これは翌五三年にもちこされた。五二年五月、六月がもっとも多く、田中警視総監の五月七日国会地方行政委での説明によると、同日午前九時迄に検挙された者は既に三二一名にのぼっている。これらの被検挙者中、初めて騒擾指揮、または騒擾助勢の罪名で起訴されたのは五月二三日であった。起訴はその後連日のように続けられ、秋に入ってからは大分下火になったけれども、結局翌五三年にかけて起訴された者の総数は二五八名であった。

右二五八名中、後記の統一公判要求の過程で分離公判をみとめて脱落した者は二六名であるが、これを除いた二三二名中、自由労務者は七〇名、朝鮮人三〇名、学生一七名である。自由労務者は王子、板橋、芝園、新宿、神田橋、渋谷、立川、葛飾、飯田橋、亀戸、三鷹、玉姫、足立、五反田、蒲田の各職安の登録労働者である。

二 メーデー事件の起訴状は総論と各論に分れ、総論で検察官の主張する騒擾の事実を掲げ、 各論で各被告人の騒擾における個々の行為を掲げている。その総論は左の通りである。

「東京都における第二三回メーデー中央大会は十数万人参会の下に昭和二七年五月一日午前一〇時二〇分頃より、新宿区の明治神宮外苑において開催せられ、同日午後零時三〇分頃終了し、大会参会者は引続き東部、西部、南部、北部、中部の五群に分れてそれぞれ別経路の集団示威行進に移ったのであるが、かねてより千代田区の皇居外苑広場を暴力を以て占拠すべく企図していた日本共産党員、一部の過激な学生、朝鮮人及び自由労務者は大会挙行中より参会者に対し「人民広場に行こう」「人民広場を実力でかちとれ」等と呼びかけ、愈々行進を開始せられるや前記日本共産党員、一部の過激な学生、朝鮮人、自由労務者等を主体とする数千人は千代田区の日比谷公園解散地とする中部及び南部の行進に加わり、その大半は各々途中隊列を紊してその先頭を奪い、或は蛇行進を行い、或は投石しつつ行進した。

そのうち中部コースを行進して来た一隊約三千人は午後二時頃同公園に到達したが、予定の解散場所たる同公園内において解散せず、ロ々に「人民広場に行こう」「人民広場をかちとれ」等と絶叫し、スクラムを組み、日比谷公園より皇居外苑広場に向って無許可集団示威行進を起し、同区日比谷交叉点を強行突破し、在日米軍司令部附近に到るや「アメ公帰れ」「ヤンキー帰れ」等を怒号し、附近に駐車中の外国人の自動車

十数台に石塊を投じ、或はプラカード、棍棒、スパナ等をもってその窓ガラスを破壊し、 且つ在日米軍司令部に投石する等暴行を逞しうして暴徒と化し、更に馬場先門入口附 近において同所を警備していた警察職員に対し、「ポリ公を叩きのめせ」「打ち殺せ」等 と叫び或はこれに投石し、同所において隊伍を固めて一斉に馬場先門より皇居外苑広 場に突入し、たちまち二重橋前に殺到して同橋のらんかんに赤旗をうちたて気勢をあげ た。このとき同広場を警備中の警視庁警察職員の一隊がこれを解散させようとしたが暴 徒はこれに応ぜず、右警察職員に対し石塊、木片等を飛ばし、或はプラカードの柄、竹 竿、棍棒等を振って殴りかかり、又警察職員を桜田濠に突き落す等して多数の警察職 員に傷害を負わせ、或は祝田町警備派出所建物を押し倒し、或は附近通行中の警視 庁及び外国人等の自動車に投石する等の暴行を擅にした。一方、中部コースを行進し て来た前記日本共産党員、学生、朝鮮人及び自由労務者等の残部の一隊約二〇〇〇 人は、午後二時四〇分頃、日比谷公園桜田門附近において暴力をもって警察職員の制 止を排除し、同区祝田橋に向い、同所を警備中の警察職員を棍棒、鉄製のプラカード、 竹竿等をもって殴打し、或は押し、或は突く等の暴行をなし同所を強行突破して皇居前 外苑広場に突入し、他方、南部コースを行進して来た日本共産党員、朝鮮人、自由労 務者等数千人の一群は午後三時頃祝田橋より同広場に突入しいずれもさきに同広場 に乱入した暴徒と合流、相呼応して益々その勢を加えた。これらの暴徒は、同日午後六 時過頃までの間同広場及び日比谷公園並びにその周辺において、これを制止し、又は 解散させようとした警察職員に対し、喊声をあげ、石塊、空壜等を投じ、或は竹竿、棍 棒、竹槍等を振ってこれを乱撃、強打し、又はこれを引き倒し、或は警察職員及び、在 日米軍兵士を凱旋濠に突き落した上、これに投石又は竹竿をもって突く等の暴行を加 えて多数の警察職員に傷害を負わせ、更に日比谷公園附近道路に駐車中の警視庁及 び外国人等の自動車十数台を転覆破壊し、又はこれに火を放って焼燬し、或は日比谷 公園有楽門巡査派出所を襲撃して窓ガラス多数を破壊し、或は馬場先門より東京都庁 に至る路上において、外国人の自動車十数台の窓ガラスを破壊する等、暴行脅迫の限 りをつくし、その間数時間に亘り同地帯の電車、自動車をも杜絶阻害するに至らしめて 附近一帯の静謐を害し、騒擾をなしたものであるところ、右騒擾に際し」云々。

三 この事件の審理につき東京地方裁判所は裁判官会議の議にもとづいて被告を約三〇名位づつ八つに分けてこれを八つの合議部で審理をさせる方針を定め、弁護人、被告に協調を求めて来た。弁護団と被告は裁判所の分離公判方針が全く便宜にもとづくものであり、しかも分離公判によるならば事件全体の真相を発見することはできないし、一つの事件について八つの異なった判決が出る結果になって極めて不当である、との理由の下に絶対反対の意向を示し、弁護団と裁判所側との数次の交渉も遂に妥結しなかった。東京拘置所に拘禁された被告は、統一公判その他を要求して七月二〇日から一斉にハンストに入り、裁判所に抗議したが、これも裁判所の容れるところとならなかった。他方裁判所は八分離の方針にもとづいて法廷を改造し、着々と準備を進め、遂に九月一九日から一週間の間、公判期日をひらいて被告人を召喚するという措置に出た。被告人は分離形式による開廷に反対したが、出廷してこの旨を主張する方針を定め、九月一九日、二〇日の両日とも一斉に出廷して統一公判を要求し、手続は進まなかった。二四日から二七日にかけては全員が出廷を拒否した。

裁判所は、被告の一致した統一公判要求と衝突して困惑したが、同時に出廷拒否を理由に出廷しない者は無理は出廷させない、として暫く静観する態度に出で、同時に分離公判をみとめた二六名の被告について分離形式の法廷をひらいて起訴状朗読をすませた。この間弁護団は、被告人の統

一分離要求のみをきくために公判を開くことについて裁判所と交渉し、裁判所もこれをみとめて一〇月二九日から一二月一日までの間、各組とも各三回にわたって法廷をひらき、被告、弁護人の統一公判要求をきいたのであった。その後、弁護団は裁判所に交渉を申入れて統一公判をひらくよう接渉を重ね、遂に一二月二七日にいたって八分割方針を廃して全被告を一つの合議部にまとめて統一公判をひらくことに決定し、事実上出廷する被告は法廷の収容可能な範囲に限定するという方式でこの交渉は妥結した。かくてメーデー事件の公判の本格的開始は翌五三年にもちこされたのであった。いずれにしても裁判所が半年余にわたって固執した分離公判方針が被告の固い団結と要求に屈して撤回されたということは注目すべきことがらであった。

この間、大部分の被告は拘禁されたままであって、その家族は困窮を極め、しかも分離公判をみ とめて出廷するとそのまま釈放される傾向が顕著であったので、家族を含めて被告の闘争は実に著 しいものであった。

被告は獄中で著名文化人、学者、労組幹部等に特別弁護人になって貰いたい者の依頼状を出し、この要請に応えて一〇六名の人たちが特別弁護人になることを応諾した。その中には阿部知二、山之内一郎、柳田謙十郎氏等の名もみえた。

四 この事件の救援には当初国民救援会東京都本部が全力をあげてこれに当っていたが、五二年九月に入ってから、官労、農技研職組、大学教組、自治労連、都労連、厚生職組、国民救援会、農林統計協会職組、金属日本教具分会、家の光従組、小田原製紙労組等二十数団体が集ってメーデー事件対策委員会をつくり、これが救援、宣伝その他一切の活動を行ってゆくことになった。同委員会は年末にかけて在獄被告の救援のために越冬カンパを訴え、衣類、現金、食糧等多数の寄付をえて獄中に差入れた。また拘置所内の処遇改善、人権じゅうりん事件の絶滅等のために関係方面と接渉し、また釈放交渉にも盡力した。

五三年に入って多数の被告が釈放されるに従って被告団の組織も次第に確立され、メーデー対策委員会の活動も活発になった。

日本労働年鑑 第26集 1954年版 発行 1953年11月20日 編著 法政大学大原社会問題研究所 発行所 時事通信社 ****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(http://oisr.org)